

会費の見直しについて

平成30年3月23日理事会決定

トラック協会の長期的な運営の安定化を図るため、会費の見直しを行うこととしました。会員の皆様のご理解賜りますようお願いいたします。

1 会費の見直し

会費は協会の財務基盤の基本ですが、トラック運送業界を取り巻く厳しい環境に対応した協会運営を行って行く必要があることから、変化に対応した事業活動を行うことのできるよう見直しを行うこととしました。

(1) トラック協会の財政運営の安定化を図る。

収入の70%を占める県交付金は漸減傾向であり、今後さらに厳しい財政運営が予想されています。

このため、財政運営の安定化を図るために、収入の充実を図る必要があります。

(2) 本県トラック業界の発展に必要な事業と予算の確保

本県トラック業界は、今後とも交通・労働安全に対して取り組むとともに、取引環境の改善、労働時間の短縮、人材の確保など喫緊の課題に取り組む必要があります。

特に、働き方改革などに対応しながら、トラック運送事業の役割を果たし、健全な発展を図るためには、今後一層の適正化事業の取り組みが非常に重要となります。

このため、下記の事業を的確に実施するため、会費の見直しを行うこととしました。

(3) 充実が必要な事業

① 助成事業の充実強化

交通・労働安全対策や免許取得の助成など会員への支援を強化する。

トラック業界の人材確保施策を進める。

② 支部活動支援の充実

支部活動の交通安全セミナー、労働安全セミナー、荷主懇談会、福利厚生事業等への支援の充実を図る。

③ 地方の会員事業所へのサービスの向上

協会本部主催のセミナー、講習会について地方の会員事業者の参加と利便性を確保するために、地方の開催を増やす。

④ 協会事務局体制の整備を図る。

会員事業所の社会的地位と安全性向上を一層推進するために、会員事業所への巡回指導やGマーク取得を支援する適正化事業の事務局体制を充実する。

⑤ 協会本部(研修センター)の将来の更新のための資金の確保

建築後38年経過する研修センター(鹿児島市;昭和55年建築)の経年劣化が進展していることから、協会の本部機能や研修施設としての機能充実を図るための将来の建替えに備えて収入の確保を図る。

2 会費見直しの内容

平等割及び車両割会費の変更は、次の点を考慮して行いました。

- ① 急激な増額にならないこと。
- ② 各車両割の額は、他県の額を考慮すること。
- ③ 被けん引車については、他県も別途設定していること。

3 総会の議決と請求

会費の見直しは、平成30年6月6日開催予定の定時社員総会の議決により決定した後、本年4月分からの請求となります。

会費の見直し案

平成30年3月23日理事会決定

◇ 普通会员

(1) 貨物自動車運送事業者(軽貨物を除く), 貨物自動車利用運送事業者

(月額)

| 改正前 | | 改正後 | | 会費の増減 (円) | |
|-----|------------------------------------|-----|---------------------------|--------------|------|
| 区分 | 会費(円) | 区分 | 会費(円) | | |
| 平等割 | 1,500 | 平等割 | 1,800 | 300 | |
| 車両割 | 小型車 | 140 | 小型車 | 180 | 40 |
| | 普通車 (含 特殊車 けん引車 被けん引車) | 280 | 普通車 (含 特殊車 けん引車) | 320 | 40 |
| | | | 被けん引車 | 200 | △ 80 |

(2) 特定貨物自動車運送事業者

(月額)

| 改正前 | | 改正後 | | 会費の増減 (円) |
|-----|-------|-----|-------|--------------|
| 区分 | 会費(円) | 区分 | 会費(円) | |
| 平等割 | 1,000 | 平等割 | 1,200 | 200 |

車両割は(1)と同じ

※ 団体会員(奄美自動車連合会、霊柩自動車協会)の会費は、上記に準じて改正します。